

刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討

——本ミニ・シンポジウムの背景と目的——

宮澤 節生（神戸大学名誉教授）

I. 本ミニ・シンポジウムの背景

このミニ・シンポジウムは、科学研究費補助金基盤研究（B）18H00803 「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」（2018 年度～2020 年度；研究代表者・宮澤節生）による 2018 年度の調査活動の成果の一部を報告するものである。本プロジェクトの 2018 年度の研究分担者は（50 音順）、上石圭一（追手門学院大学）、大塚浩（奈良女子大学）、菅野昌史（医療創生大学）、平山真理（白鷗大学）、武士俣敦（福岡大学）、武蔵勝宏（同志社大学）で、2019 年度には新たに、小澤昌之（東京学芸大学）、久保山力也（大分工業高等専門学校）、高平奇恵（弁護士・東京経済大学）、橋場典子（成蹊大学）、畑浩人（広島大学）が加わった。さらに、秋田真志（弁護士）、梶嶋裕之（弁護士）、河津博史（弁護士・青山学院大学）、後藤昭（一橋大学・青山学院大学各名誉教授）、西村健（弁護士）、原島有史（弁護士・青山学院大学）が、研究協力者として助言を行っている。

我々の調査プロジェクトは、その表題が示すように、実証的法社会学の手法によって、狭義の刑事弁護活動の現状のみならず、修復的司法、司法ソーシャルワーク、治療的司法など¹、刑事司法と関連する広義の弁護士活動が拡大している状況も含めて²、刑事分野における弁護士活動の全体像を描き出すことを目的としている。しかし、1 年目の 2018 年度には、刑事弁護の高度化に焦点を合わせた面接調査を行うことにした。なぜならば、2001 年に提出された司法制度改革審議会の最終意見書は、被疑者国選弁護制度の導入と裁判員制度の導入を促すことによって、捜査段階と裁判段階の両方において弁護活動のあり方に大きな影響

¹ 最近の著作の例として、山田由紀子・岡崎慎子「この弁護士に聞く（17）山田由紀子 被害者と加害者の対話から修復的司法を実現する」季刊刑事弁護 86 号（2016 年）、千葉県社会福祉士会・千葉県弁護士会（編）『刑事司法ソーシャルワークの実務—本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働—』（日本加除出版、2018 年）、刑事立法研究会他（編）『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（現代人文社、2018 年）、指宿信（監修）治療的司法研究会『治療的司法の実践—更生を見据えた刑事弁護のために—』（第一法規、2018 年）。

² もちろん、被疑者段階で医療機関・社会福祉機関の協力を求めることによって起訴を回避しようとする場合など、高度化と多様化が接合される場合がありうる。

を及ぼしうるものであったと考えられるし、法曹の大幅増員という提案も、刑事弁護の担い手の増加をもたらすことによって刑事弁護の強化につながりうるものであったと考えられるから、それらの改革を経た刑事弁護の現状がどのようなものであるかを確認することが、刑事分野における弁護士活動の総合的分析において最初に取り組むべき課題であると考えたからである。

日本の刑事弁護活動に関する 1990 年代までの実証研究では、神戸で検察官と弁護士が対峙する状況の観察調査を行ったデイビッド・T・ジョンソンが、神戸・大阪・福岡で畑浩人の先駆的な実証研究³を引用して、以下のように述べている⁴。

・・・畑の調査対象になった弁護士のうち年齢が 70 歳を超えている弁護士は、全員が刑事弁護を専門にしていた。・・・

・・・若手や中年の弁護士にとってみれば、刑事事件は、法律と検察官に制約され、依頼人の弁護活動が大胆に行えないので魅力がないのである。というのは、彼らは・・・伝統的な姿勢を守らなければならない。しかもその伝統とは「勝ちにいく」というより、「したがっていく」というものなのである。さらに刑事事件の弁護は他の業務より収入が少ないといった理由もある。他方、高齢の弁護士にとっては、刑事弁護活動は、彼らが比較的に有利な分野なので魅力がある・・・。彼らは、被疑者のために、よりエネルギーで、精神的にも浚渫とした若手とほとんど同じくらしいことができるのである。要するに、大したことはやっていないのである。

そしてジョンソンは、自身が神戸で観察したある婦女暴行事件の弁護事例を紹介する⁵。

・・・彼は・・・自白しなかった。・・・被告人の説明以外、彼の主張を裏付けるものは一切なかった。・・・弁護士としては、依頼人を徹底的に弁護士しようとすれば、被害者の証言の信用性を弾劾する以外ほとんど手がなかった。・・・しかしながら、弁護士は被害者の証言を弾劾しようとはせず・・・自己の依頼人を証言台に立たせた。・・・「いったい君は誰を騙そうとしているのか

³ 畑浩人「刑事弁護の実像を求めて—神戸と福岡における法廷観察と面接調査から—」六甲台論集 40 巻 1 号 (1993 年)、同「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開—『刑事専門』弁護士の観察研究によって—」神戸法学雑誌 48 巻 2 号 (1998 年)。

⁴ デイビッド・T・ジョンソン (大久保光也訳)『アメリカ人のみた日本の検察制度』(シュプリンガー・フェアラーク東京, 2004 年, 原書 2002 年) 93 頁。ちなみに、1970 年代初めに札幌で警察の捜査活動を観察した私は、「国選なんか、接見に来ないで、電話ですませるのも多いよ。・・・『ワタシ、(接見には) 行きませんよ。公判には行くけどね』って言うんだから。公判じゃ、『検察官主張の通り犯罪事実を認めますか』ときかれて、『はい、認めます』って言うんだから。どこかひとつぐらい、突こうと思えば弱点はあるはずだよ。」という刑事の発言を引用していた。宮澤節生『犯罪捜査をめぐる第一線刑事の意識と行動—組織内統制への認識と反応—』(成文堂, 1985 年) 365 頁。

⁵ 前掲注 4, 96-97 頁。

ね。」と弁護士は叱りつけたのである。・・・

もし、これがアメリカで起こっていたら、この事件は「弁護士の支援無効」・・・の理由で、審理無効・・・または破棄・・・ということになっていただろう。・・・公判検察官 [は]・・・あの弁護士のお陰で仕事が楽になったのは事実だと答えた。傍聴した司法修習生たち [で]・・・この弁護士を非難した者は誰ひとりいなかった。

ジョンソンによれば、アメリカの刑事弁護でも、検察との関係において対決型の弁護だけではなく協調的な弁護も存在するが、日本では、協調的な弁護を行うことが「選択肢」のひとつなのではなく「否応なしに守らされている」のだという⁶。そしてジョンソンは、一部の例外的弁護士を除いて日本の刑事弁護が一般的に極めて検察協調的な形態をとる要因として、弁護人の活動に対する法的制約、検察官による対決型弁護士への取り締まり、刑事弁護の経済的基盤の脆弱性などを挙げている⁷。

以上の指摘は、換言すれば、アメリカの弁護士倫理で強調されてきた「当事者対抗主義の原則に則って熱心に依頼者の立場を主張する」⁸という「熱心弁護」(zealous advocacy)に相当する弁護活動が、1990年代の日本ではほとんど行われていなかったという事実認識に他ならない。これに対して畑は、当時すでに、社会改革的志向をもって「熱心弁護」を追求している弁護士が少数ながら存在していたことを指摘していた⁹。また、一見熱心さに欠ける検察官に協調的な弁護活動についても、被疑者国選が存在しない制度で自白済みの依頼者に起訴後に初めて出会う構造の下ではやむをえなかったという評価も可能かもしれない。さらに、弁護士に可能な方策が限られていたとすれば、きわめて低い国選報酬でも現実の弁護活動に見合ったものであり、その意味で採算が取れるものであった可能性も否定できない。

しかし、弁護士界内部では、ジョンソンが指摘したような問題点の存在を基本的に認めたうえで刑事弁護の改善を図ろうとする主張が、1990年代初期から現れており、それを可能にする方策として、取調べの可視化、弁護人の早期選任制度、刑事弁護のための公的ファン

⁶ 前掲注 4, 108 頁。

⁷ 前掲注 4, 93-95 頁, 98-104 頁。ジョンソンは、10 年以上後に執筆した論文においても同じ趣旨の分析を行っている。デイヴィッド・T・ジョンソン (岩佐正憲訳)「日本最高の刑事弁護士」木谷明 (編集代表)『憲法的刑事弁護—弁護士高野隆の実践』(日本評論社, 2017 年) 233-235 頁。なお、村岡啓一は、畑, 村山眞維, 武士俣敦などの研究を要領よくレビューしつつ、「全体として質の悪い刑事弁護が存在していたにもかかわらず、わが国の刑事司法が破綻しなかったのは、事実上、検察官および裁判官が、弁護人の不十分な公判弁護活動を補う形で後見的な役割を果たしていたからに他ならない」という厳しい評価を述べている。村岡「刑事弁護人はどんな人たちか」後藤昭 (編)『シリーズ刑事司法を考える 第 3 巻 刑事司法を担う人々』(岩波書店, 2017 年) 100 頁。

⁸ 藤倉皓一郎 (監修) 日本弁護士連合会 (訳)『完全対訳 ABA 法律家職務模範規則』(第一法規, 2006 年, 原書 2004 年)「前文」25・27 頁。

⁹ 前掲注 3。

ドの整備などが提唱されていた¹⁰。研究者では、たとえば畑が社会変革の意欲を持った多数の弁護士を公設弁護人として組織化し、重要事件の大半は公設弁護人が担当するという制度を提唱しており¹¹、後藤昭が、被疑者段階の無料弁護の保障、国選弁護報酬・費用制度の改善、公設弁護人制度の創設などを提唱していた¹²。

司法制度改革審議会が 2001 年 6 月に提出した最終意見書に基づく一連の制度改革は、それらの改革案を少なくとも部分的には実現することになった。被疑者国選制度、法テラス法律事務所の常勤弁護士、裁判員裁判における国選事件報酬などである¹³。それに対して弁護士会側でも、裁判員裁判に向けた研修¹⁴や、刑事弁護に力点を置いた都市型公設事務所の設置など、刑事弁護の能力の向上と組織的展開への努力が現れた。

それでは、現実の刑事弁護は、どの程度「熱心弁護」としての進展を示しているのだろうか。そして、現時点ではどのような課題が存在するのだろうか。我々は、このような問題意識から、刑事弁護の高度化という観点から高く評価されている法律事務所あるいは弁護士の面接調査を、プロジェクト 1 年目の課題としたのである¹⁵。

ただし、日本における「熱心弁護」の現状とあるべき姿を、「熱心弁護」という概念に基づいて検討した文献は、じつは皆無に等しい。表題に「熱心弁護」を含むものとして私が発見し得たのは、大阪の刑事こうせつ法律事務所と大阪フロンティア法律事務所が合併して 2007 年に設立された大阪パブリック法律事務所に関する短い文章だけである¹⁶。そこでは、次のように述べられている¹⁷。

・・・とことんまで闘う弁護こそ、大阪パブリックの誇りである。

大阪パブリックのスローガンは、「誰がなんと言おうとあなたの味方です」である。家族から切り離され、時に接見禁止とされ、身体拘束を受けながら取調べに臨む被疑者にとって、弁護人は、

¹⁰ 笠井治「プロフェッションとしての刑事弁護」宮川光治・他（編）『変革の中の弁護士（下）』有斐閣、1993 年。

¹¹ 前掲注 3, 「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開—『刑事専門』弁護士の観察研究によって—」405-406 頁。

¹² 「刑事弁護充実の方策」宮澤節生他（編）『21 世紀司法への提言』（日本評論社、1998 年）。

¹³ 岡慎一・神山啓史「21 世紀—司法改革と刑事弁護—」後藤昭他（編著）『実務体系 現代の刑事弁護 3』（第一法規、2014 年）。

¹⁴ 西村健「弁護技術の向上」浦功（編）『新時代の刑事弁護』（成文堂、2017 年）。

¹⁵ 刑事弁護の質的变化を包括的に論じるものとして、大出良知「刑事弁護の質的向上の到達点と課題」川崎英明他（編集代表）『刑事弁護の原理と実践』（現代人文社、2016 年）、浦功他「座談会 日本の刑事弁護の到達点と課題」浦功（編）『新時代の刑事弁護』（成文堂、2017 年）などがある。

¹⁶ 下村忠利・高山巖「都市型公設事務所の挑戦 弁護士を待つ人々の中へ（20） 誰がなんと言おうとあなたの味方です—熱心弁護は我らの誇り—」法学セミナー656 号（2009 年）。

¹⁷ 前掲注 16・70 頁。さらに、大阪弁護士会の月刊誌 OBA MJ の 2013 年 8 月号から 2016 年 8 月号まで、18 回にわたって「大阪パブリック法律事務所奮闘記」が掲載されている。ただし、大阪パブリック法律事務所は 2019 年 6 月に閉所した。

最後の一人になっても味方であり続けなければならない。・・・

・・・

呼ばれればすぐに接見に赴くフットワーク，人質司法打破へ向けた熱意のこもった準抗告の起案，飽くことのない尋問準備，粘り強い示談交渉は，このスローガンの体现であり，大阪パブリック所員にはしっかり染みこんでいる。

これは，「熱心弁護」のやや気負いすぎた表現に見えるかもしれない。しかし，2005年に制定された日本の弁護士職務基本規程でも，刑事弁護に関して以下の諸規定が置かれており，上記の表現はそれらに一致している。

第46条「弁護士は，被疑者及び被告人の防御権が保障されていることにかんがみ，その権利及び利益を擁護するため，最善の弁護活動に努める。」

第47条「弁護士は，身体の拘束を受けている被疑者及び被告人について，必要な接見の機会の確保及び身体拘束からの解放に努める。」

第48条「弁護士は，被疑者及び被告人に対し，黙秘権その他の防御権について適切な説明及び助言を行い，防御権及び弁護権に対する違法又は不当な制限に対し，必要な対抗措置をとるよう努める。」

また，日本の最も優れた刑事弁護専門家のひとりとして多くの弁護士が認められる高野隆は，法科大学院生に向けて行った講演の「戦う刑事弁護」と題する個所において，1995年にミランダの会¹⁸を組織して取調べ調書への署名を拒否する運動を始めた経緯を説明し，さらにその成果について次のように述べている¹⁹。この講演には「熱心弁護」やそれに近い言葉は登場しないが，「熱心弁護」のひとつの形態とその成果が語られていることは明らかである。

被疑者には黙秘権がある。・・・しかし，実際には，取調室の中で，供述を拒否できる人は全然いない。・・・そうだとすると，普通の人にとっては，憲法に書かれている権利は紙の上の言葉にしかすぎない・・・そういうものに対して何とかこれを打破したい・・・。

・・・

・・・それで，何を考えたかという，調書に署名しないという戦略です。・・・

¹⁸ ミランダの会『「ミランダの会」と弁護活動：被疑者の権利をどう守るのか』（現代人文社，1997年）。

¹⁹ 高野隆「なぜ弁護するのか」Law & Practice 第8号（2014年）292頁，294頁，296頁，297頁。

・・・

・・・[1995年3月に地下鉄サリン事件が起きて]・・・黙秘するとか、署名を拒否するというのは、国民の安全をないがしろにしている、というようなことを言われました。

・・・弁護士会の中でもわれわれは攻撃されました。・・・

・・・

[しかし]単なるラディカルな弁護士のラディカルな弁護活動といわれていたわれわれの署名・捺印をしないという弁護方針ですけど、最近ではごくごく当たり前に行われるようになりました。・・・

さらに最近、刑事弁護の戦略、戦術、技能を論じた書物が多く著されている²⁰。それらにおいても「熱心弁護」あるいは「熱心な弁護」といった言葉が登場することはないが、それらの内容を実質的に見れば、それらはすべて、「熱心弁護」という方向での日本の刑事弁護の改善を具体的に論じたものであると評価することができる。したがって、日本の刑事弁護の高度化を「熱心弁護」の追求という観点からとらえようとした我々のアプローチは、一定の正当性を有していると考える。

もっとも、「熱心弁護」という観点がアメリカで反省を迫られていることには注意を要する。たとえば、アメリカの弁護士倫理専門家であるリチャード・ズイトリンとキャロル・ラングフォードは、以下のように論じている²¹。

・・・「熱心な弁護」というものは、多くの倫理規則の中では、もはや強調されていない。アメリカ法曹協会の模範規範・・・は最初に制定されたのが1970年であるが、その九つの主要規範のうちの一つの規範は「弁護士は、法の許容する範囲内で、依頼者を熱心に代理しなければならない」というものだった。「熱意」あるいは「熱心に」という言葉がこの規範の中では9回使われており、弁護士が熱意を持って行動するように促していた。

²⁰ たとえば、日本弁護士連合会(編)『裁判員裁判における弁護活動—その思想と戦略—』(日本評論社、2009年)、岡慎一・神山啓史『刑事弁護の基礎知識(第2版)』(有斐閣、2018年)、高野隆・河津博史(編著)『刑事法廷弁護技術』(日本評論社、2018年)、日本弁護士連合会刑事調査室(編著)『起訴前・公判前整理・裁判員裁判の弁護実務』(日本評論社、2019年)など。日本における「熱心弁護」の適切かつ十分な進展を期待するならば、「熱心弁護」の観点を、これらの書物のような具体的論点と関連付ける形で体系的に展開する著作が不可欠かつ急務であると思われる。

²¹ リチャード・ズイトリン、キャロル・ラングフォード(村岡啓一訳)『アメリカの危ないロイヤーたち—弁護士の道徳指針—』(現代人文社、2012年、原書1999年)76頁。ちなみに、アメリカのロースクールにおいて「熱心弁護」とは異なる方向のクリニックが提供されていることについて、平山真理「Global Movement アメリカのロースクールにおける修復的司法教育・実践の重要性：対審構造『過ぐる』刑事裁判に疲れたら」法曹養成と臨床教育11号(2019年)165~172頁。

しかし、1983 年、アメリカ法曹協会は・・・職務模範規則²²・・・を制定した。・・・この規則の下では、熱意という言葉はたったの 3 回しか登場せず、しかも、そのうちの 2 回は、弁護士は熱心さと他の義務のバランスを図ることを勧める規定である。・・・

それでは、「熱心弁護」に実質的に相当する刑事弁護がきわめて稀であった 1990 年代までの日本の刑事弁護は、じつは最も先進的な刑事弁護だったということになるのであろうか。この点について、上記書物の訳者である村岡啓一は、「依頼者の利益を最大化することを至上目的とする弁護士論が主流を占めたことは一度もなかった」日本の現状を「1 周遅れのランナーが先頭を走っている状況」になぞらえたことがあるという²³。村岡は「1 周遅れのランナー」が先頭集団の仲間入りするのも時間の問題といえるだろう」という認識を述べているが、果たして日本の刑事弁護は、すでに他の原理による抑制を強調せざるをえないほど「熱心弁護」の実質を備えるようになっていたのであろうか。我々の面接調査は、その間に取り組むための第一歩と位置付けることができるであろう。

II. 本ミニ・シンポジウムの目的

前項で説明した背景を伴って実施した 2018 年度の面接調査では、実務家である助言者たちの助言に基づいて、刑事弁護の高度化に取り組んでいるという評価のある法律事務所あるいは弁護士を抽出するとともに、それらと比較対照するための法律事務所あるいは弁護士も面接対象に加えた。2018 年 5 月から 2019 年 1 月の間に面接を行った弁護士が所属する事務所を類型別に整理すると、以下のようになる。

- ①一般事務所：11 か所（事務所全体として刑事弁護に力点を置いている事務所、面接対象の弁護士だけが刑事弁護に力点を置いている事務所、刑事弁護の比重が高いわけではないが日弁連や弁護士会の刑事弁護改善への取り組みでリーダー的役割を果たしている弁護士、などを含む）。
- ②都市型公設事務所：6 ケ所（刑事弁護に力点を置いている事務所 3 ケ所に、そうではない事務所 3 ケ所を比較のために含めた）。
- ③法テラス法律事務所：5 ケ所（刑事弁護に力点を置いている事務所 3 ケ所のほか、そうではない事務所 3 ケ所を比較のために含めた）。

²² 前掲注 8。

²³ 前掲注 21、『アメリカの危ないロイヤーたち』280~281 頁。

インタビューには、すべて私が参加し、さらに毎回1人以上の研究分担者が参加した。インタビューは、基本的に共通の項目を中心としながら、必要に応じて対象弁護士・事務所固有の項目も追加した、A4版2枚から3枚の質問表を事前に送付しておき、それに基づいて質問してその場で回答を求め、その内容に応じて追加的な質問を行う、という方法で行った。したがって「半構造化インタビュー」(semi-structured interview)²⁴の一形態と考えることができる。インタビューに要した時間は、1時間から2時間であった。複数の弁護士を擁する事務所でも弁護士1人だけがインタビューに応じた場合もあるし、最大で6人がインタビューに参加した場合もある。録音は反訳し、原則として当該インタビューに参加した研究分担者が一次的校正を行い、そのうえで対象弁護士に校正を依頼して、データとして確定した。以上の事務所と弁護士の匿名化した一覧表を「付表」として添付する。本稿に続く各論稿では、この付表の略称でインタビュー・データを引用する。インタビューに応じてくださり、立ち入った質問を含む多くの質問にお答えいただいただけでなく、反訳原稿の校正にも時間を割いてくださった弁護士の皆様に対して、心から謝意を表したい。そして、紙幅の制約と匿名性維持の必要性から、インタビュー・データの引用が断片的あるいは要約的なものとなり、全体を引用することが不可能であることについて、予めご海容をお願いしたいと思う。

日本の刑事弁護の現状については、前記の大阪パブリック法律事務所の客員弁護士として実務にもあたっていた渡辺修（顕修）が以下のように評価している²⁵。

渡辺：長い目でみますと、刑事弁護全般について、また公判弁護についても、質が高くなっていると思っています。・・・

・・・

ところが・・・反面で残念な刑事弁護の現象にも気づいています。「三無い弁護事件」です。

①弁護人が被告人に「会いに来ない」、「会わない」のです。・・・

②接見に来ていても「被告人の話を聞かない」のです。・・・

③「動かない」が最後です。

また、裁判員裁判について、長く日弁連の刑事弁護関係委員会で活動してきた弁護士の西村健は、つぎように問題点を指摘している²⁶。

²⁴ <http://rinnsyou.com/archives/577> (2019年9月11日閲覧)。

²⁵ 前掲注15, 浦功他「座談会」115頁。

²⁶ 「弁護技術の向上—裁判員裁判を中心にして—」前掲注25, 浦功(編)121頁。

依頼者の運命は、弁護技術の出来・不出来に左右される。

しかし、裁判員裁判の現状は、弁護技術の不十分さで、依頼者の正当な権利が適切に擁護されているとは言い難いのではないかと懸念が生じている。何故なら、裁判員のアンケート結果によれば、弁護人の方が、検察官より分りにくい法廷活動であったとの評価になっているからである。・・・

このような自省の言葉を見ると、刑事弁護にはまだまだ「熱心弁護」の方向での改善の必要性が大きいことは明らかである。しかし、他方で、2000年当時の我が国の刑事弁護に対する一般的評価との比較で現状の評価を求めると、インタビューに応じた弁護士の中で当時からの変化を知っている者たちの多くは、「法制度の変化が弁護士の弁護活動の可能性を拡大し、それが弁護士の行うべき弁護活動の最低水準への要求を高め、各種の登録制度や研修プログラムとあいまって、刑事弁護全体の質が向上してきている」という認識を多かれ少なかれ表明している。そうであるとすれば、少なくとも高度の刑事弁護活動を行っているという評価を弁護士界内部で得ている弁護士の特性や彼らが置かれている状況を知ることによって、刑事弁護の高度化の促進要因と阻害要因を検討することは可能であろう。具体的には、①刑事弁護にかかわる法制度の変化、②刑事弁護の経済的基盤の変化、③弁護士会の登録・研修制度、④法律事務所の組織構造・運営形態などである。本ミニ・シンポジウムで課題とするのは、それらの問題である。とくに、すでに指摘したように2000年前後の論稿では、刑事弁護の専門性向上は、検察に対抗しうる組織的基盤の強化を要請するという見解が一般的であったことを踏まえて、法テラスと都市型公設を個別に取り上げることにした。

我々は、上記の課題を検討する第一歩として、2019年5月11日に千葉大学で開催された日本法社会学会2019年度学術大会において、「刑事分野における弁護士活動の高度化に関する予備的検討―面接調査データを中心に―」と題するミニ・シンポジウムを組織した。構成は以下のとおりであった。

1. 宮澤節生「このミニ・シンポジウムの背景と目的」
2. 平山真理「刑事弁護にかかわる法制度の改革とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」
一般的に低調な刑事弁護の大きな要因とされていた法制度は、どのように改善あるいは変化してきたか。弁護士たちは刑事弁護の高度化に対するそのインパクトをどのように認識しているか、現在の課題は何だと考えているか。
3. 菅野昌史「刑事弁護に関する登録制度および日弁連・弁護士会・その他による研修制度とそ

のインパクトに関する弁護士たちの認識」 平山が担当する制度的変化に伴って必要となった刑事弁護高度化に向けて、どのような登録制度と研修制度が導入されてきたか。それらのインパクトと課題はどのように考えられているか。

4. 武蔵勝宏「刑事分野における委員会活動・公的活動・社会運動等への参加状況」 刑事弁護に注力する弁護士は、どのような委員会活動・公的活動・社会運動によって刑事弁護の高度化や刑事分野における制度改革に寄与しているか。
5. 上石圭一「刑事弁護の経済的基盤および刑事弁護士の所得とそのインパクトに関する弁護士たちの認識」 国選弁護報酬、私選の頻度と報酬、事務所の売り上げと利益、弁護士個人の売り上げと課税所得などは、どのような状況にあるか。経済的条件が刑事弁護活動に与える影響について、弁護士たちはどう認識しているか。
6. 橋場典子「刑事弁護の組織的基盤としての法テラス法律事務所の状況」 刑事弁護に注力している事務所の運営方法・成果・課題・展望はどのようなものか。
7. 大塚浩「刑事弁護の組織的基盤としての都市型公設事務所の状況」 刑事弁護に注力している事務所の運営方法・成果・課題・展望はどのようなものか。
8. 宮澤節生「一般法律事務所における刑事弁護の状況」 法テラスや都市型公設が増設・拡大したとしても、大多数の刑事弁護が一般法律事務所の弁護士によって担当される状況は変わらないであろう。それでは、刑事弁護に注力している弁護士が所属する一般事務所の運営方法・成果・課題・展望はどのようなものか。
9. 宮澤節生「総括と調査の展望」

我々は、上記の学術大会ミニ・シンポジウムでの報告と質疑応答を踏まえてさらに研究会を行い、分析を深めてきた。本ミニ・シンポジウムは、その成果の公表を目的としている。2018年度は、我々のプロジェクト自体にとっても予備的な段階であり、以下の論稿で取り上げる面接データは、一定の結論を導くというよりも、今後さらに検討すべき問題や視点に対する発見的な意義を持つものというべきである。しかし、同種の実証研究が他に存在しない現状では、これ自体で公表する意義があろう。

我々は、2019年2月以後も面接調査を続けており、2019年度末以後には全国の弁護士に対するサーベイ調査や、刑事分野における弁護士活動の多様化に関する調査にも着手する予定である。本ミニ・シンポジウムでの報告についても、さらにデータを補充したうえで改訂版を公表する機会を得たいと考えている。

付表：本ミニ・シンポジウムで使用する事務所・弁護士データの総括表

(2018年5月12日～2019年1月25日の間に訪問；千葉・埼玉・東京・大阪・福岡)

修習期と終了年：20期台＝1968～1977年；30期台＝1978～1987年；40期台＝1988～1997年

50期台＝1998～2006年（52期・53期は2000年）；60期台＝2007～2016年；70期台＝2017年～

*＝刑事弁護の評価によってではなく比較のために面接したもの

事務所略称	弁護士数	事務所全体の刑事担当の程度	面接弁護士数	
中心面接弁護士略称		当該弁護士の刑事弁護比率	当該弁護士の私選・国選比率	修習期
一般 A	5～10 人	全員刑事も担当	2 人	
一般弁護士 A		時間の 8～9 割	私選 100%	30 期 台
一般 B	事実上 1 人	時間の 5%未満	1 人	
一般弁護士 B		時間の 5%未満	国選が圧倒的	30 期 台
一般 C	5～10 人	全員刑事も担当	4 人	
一般弁護士 C		事件の時間の 5 割	国選が回るのはほとんど ない	40 期 台
一般 D	21～30 人	3 割は刑事を常時 10 件	4 人	
一般弁護士 D		事件の時間の 3 割	半々	60 期 台
一般 E	6～10 人	5 割強は刑事も担当	4 人	
一般弁護士 E		刑事分野ととらえて 2/3 以上	100%私選	50 期 台
一般 F	6～10 人	1 人以外は刑事・民事とも	1 人	
一般弁護士 F		刑事のみ	私選のみ	20 期

			台
--	--	--	---

一般 G	21～30 人	1 人以外はほとんど刑事なし	1 人
一般弁護士 G		時間の 80%が刑事	100%私選 40 期 台

一般 H	3～5 人	1 人以外は刑事も担当；売上の 6～7 割 刑事	1 人
一般弁護士 H		時間の 8 割が刑事	私選 50%以上 40 期 台

一般 I	3～5 人	全員刑事も担当	1 人
一般弁護士 I		100%刑事	私選 6 割 50 期 台

一般 J	1 人		
一般弁護士 J		時間的に 8 割刑事	私選が 9 割以上 50 期 台

一般 K	6～10 人		2 人（ただし 1 人は他事務所）
一般弁護士 K		面接時は国選・私選各 2 件	40 期 台

公設 A	11～20 人	全員刑事も担当；面接時は各 1 件～20 件	6 人
公設弁護士 A		（移籍直前のため個人データなし）	50 期 台

公設 B	6～10 人	事件・売上の 7 割が刑事	1 人
公設弁護士 B		刑事のみ	私選事件は減少 20 期 台

刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討

公設 C	6～10 人	件数は圧倒的に民事；売上の 30%が国選	2 人
公設弁護士 C		民事 2 割か 3 割	私選はたまに 30 期 台

公設 D*	3～5 人	全員刑事・民事の両方	1 人
公設弁護士 D			国選のほうが多い 40 期 台

公設 E*	6～10 人		2 人
公設弁護士 E		時間の 9 割が民事	面接時は全部国選 60 期 台

公設 F*	3～5 人	件数で刑事 1 割；私選はほとんど来ない	1 人
公設弁護士 F			面接時は国選 2 件，私選 1 件 70 期 台

法テラス A*	3～5 人	常勤弁護士で事件数をこなす目的ではない	2 人
法テラス弁護士 A		手間のかかる刑事事件をやりたいが来ない	40 期 台

法テラス B	6～10 人	面接時に民事 132 件・刑事 37 件	6 人
法テラス弁護士 B		民事 31 件・刑事 10 件，時間で刑事 1～2 割	60 期 台

法テラス C	6～10 人	面接時に裁判員裁判 10 件ぐらい	6 人
法テラス弁護士 C		件数は民事が圧倒的だが，時間としては半々	面接時に裁判員公判前 4 件 60 期 台

法テラス D	3～5 人	1 人は刑事のみ，他は両方	1 人	
法テラス弁護士 D		面接時に刑事事件 6 件と，事実上の無償事件 2 件	面接時に裁判員公判前 2 件	40 期 台

法テラス E*	3～5 人	面接時に刑事 4 件，裁判員 3 件だが，同一被告人で併合され 1 件に	2 人	
法テラス弁護士 E		1 年間で刑事 12 件，民事 82 件		60 期 台